

姫路市入札監視会議 議事概要（平成21年度第2回）

1 日 時 平成22年1月15日（金） 午前9時30分～午前11時

2 場 所 姫路市役所 北別館4階 第402会議室

3 出席者

（委員） 清原委員長 久保委員 原委員 柳内委員
（姫路市） 井神財政局長 高寄財政局次長 岡田契約課長 他契約課2人

4 概 要

1. 建設工事発注状況等の説明

平成21年7月1日から平成21年11月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況、並びに制度上の改正点等について、事務局より報告された。

- ・ 制限付一般競争入札の対象案件の拡大（平成21年10月1日～）
（おおむね3千万円以上の工事 おおむね1千万円以上の工事）
- ・ 最低制限価格の算定方法の公表と見直し（平成21年10月1日～）
- ・ 低入札価格調査制度における調査基準価格・調査最低制限価格の算定方式の公表及び見直し（平成21年10月1日～）

2. 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定された久保委員より、抽出結果が報告され、以下のとおり、抽出結果となった。

抽出結果 入札方式別に無作為抽出を行った

制限付一般競争入札（総合評価）について、全1件中1件

制限付一般競争入札（価格競争）について、全124件中2件を抽出

指名競争入札について、全261件中4件を抽出

（うち土木・鋼構造・ほ装工事より2件、建築工事より1件、その他工事より1件）

3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札3件（総合評価1件、価格競争2件）及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札（総合評価）

都市計画道路北原線道路改良工事

【主な質問・意見】

委員：総合評価の落札者決定基準について、評価点は標準点100点に評価項目

の加算点 10 点を加えて満点が 110 点ということだが、最も高いものでも 104.5 点であり、なかなか点がとれない厳しい仕組みになっているのではないか。

事務局：対象案件の予定価格が 4,251 万円とそれほど大きくないこともあり、参加資格は S から D の 5 段階の格付けのうち、A ランクを設定している。今回の評価項目に挙げられている ISO の認証やエコアクション、CPD（技術者の継続教育）に対応できる業者が、結果的に少なく、得点できる項目が限られてしまう状況にはなっている。また、難易度がそう高くない工事であり、工程管理の適切性を問う施工計画部分の配点を 2 点としているため、技術的な重要事項や工夫が見られても加点 10 点に対して、2 点しか加点できないということも挙げられる。

委員：企業の施工能力や配置予定技術者の能力を評価する項目で、過去 10 年間の実績としているが、未だ営業年数が少なく、実績が少ないと思われる新しい企業が冷遇されることにならないか。また、実績を重視するのであれば、年数を過去 5 年間というように短くしたほうが最近の状態を重視できてよいのではないか。

事務局：この実績というのは 10 年間の実績がないといけないという意味ではなく、10 年間にこの工事と同規模の工事がなされていれば加点するという意味なので、期間を比較的長めに取ったほうが、加点できる業者の数が増えると思われる。一方で、施工証明等の資料の発行及び確認があまり古すぎるとは難しくなることも考えられるので、姫路市では 10 年ということの一つの区切りをしている。また、工事によっては 1 年に何本も発注されない特殊な業種もあるので、5 年と短くすると、限られた企業しか加点できないということになるおそれもある。

委員：総合評価方式にするかどうかはどう決めるのか。

事務局：まだ試行段階であるため、業種や金額で幅広く対象としている。毎年違う種類の工事を、去年が建築なら今年は土木、次の年はほ装というような選定で徐々に広げていこうとしている。

委員：評価項目の中の、同種工事の実績というのは、姫路市発注の工事のことか。

事務局：姫路市だけではなく、他の公共団体も含めた、公共工事の実績である。

委員：技術的な項目を評価する上で、「重要な」とか「工夫」とかというのは主観的になりやすいと思われるが、客観性を保つためにこの方式ではどういう進め方をしているのか。

事務局：総合評価審査委員会を設置し、審査を行う。

委員：その委員会というのは、外部の人も入っているのか。

事務局：入っていない。委員会については要綱を設置し、委員は内部の職員である。審査事項については、対象工事の実施の適否、落札者決定基準、技術資料の評価に関する事項等と規定しており、落札者決定基準を定めるときは、別に学識経験者の意見を聴かなければならないこととなっている。また、技術資料等の評価については業者名を伏せて審査し、恣意的

な形では落札者が決まらないような進め方としている。加えて、窓口である契約課は、審査会においても事務局として説明するだけで、採決には参加しないことになっている。

(2) 制限付一般競争入札（価格競争）

内々環状西線（北工区）道路改良工事

【主な質問・意見】

委員：制限付一般競争入札は電子入札で進められるとのことだが、インターネット上で参加するのか。不正の可能性はあるのか。

事務局：インターネット上に入札の概要等の説明があり、申込、入札手続きについても全てインターネット上で行う。参加するには、パソコンの設定等を予め行う必要はあるが、指名競争入札と違って参加者同士が集まらないので、誰が入札に参加しているかはわからない仕組みになっている。また、本人確認については、認証カードを参加者自身が認証機関から取得し、参加者本人しかカードを持っていないこととなっているため、不正を行おうとしてもそのチャンスはかなり少ない。

委員：最低制限価格未満無効というものが多く、同程度の金額での入札も多いため、参加業者の積算がきちんと行われているのか、または工事原価の最低ラインが実態とかけ離れているのではないかと疑う。

事務局：今年度は工事の発注数自体が少なく、各業者が、長引く不況の影響もあり受注意欲が強く、全体的に入札金額が低くなっているようだ。姫路市においては、今年度10月1日からは最低制限価格の算定方式の公表を行ったが、これについては積算努力を徹底し、入札の無効自体を少なくしたいという意味もこめている。他都市では多くの参加者が同じような金額で入札し、抽選決定が多くなってきているとの話もよく聞く。

委員：公正に見えても実際はどうかとの疑問がわく。

事務局：参加業者は受注意欲が強いため、長年の入札結果をみて、同種工事の傾向を分析し、推測している様子で、ぎりぎりのラインの入札が多くなっている。

委員：この案件は算定方式公表の前のようだが、公表するとますます横並びの傾向が出てくるのではないかと。

事務局：それは予想されることだが、それよりも最低制限価格未満無効の参加者が減ることを期待して、公表することとした。

中部処理場汚泥前処理設備整備（機械設備）工事

【主な質問・意見】

委員：この案件は他の入札に比べて一般競争入札でも参加業者が少ないのはなぜか。

事務局：機械器具設置工事は登録業者数が限られており、市内業者だけでは数が確保できないと想定して市外業者まで参加資格を拡大したが、結果的に5者で、市内業者4者と準市内業者1者の参加となった。市内業者の総

合評定値 720 点以上というのはAランクだが、市内業者を優遇する観点から差をつけるため、準市内・市外業者はどうしても総合評定値の点数を上げざるを得ず、参加資格を満たす業者はかなり大きな規模になってしまう。広圏域で営業している市外業者等はこの案件における金額・内容を考慮すると、参加のための優先順位は低くなっているのかもしれない。また、新設の更新工事ではなく、整備改修工事であるため、従来から参加者数は少なくなる傾向がある。

(2) 指名競争入札

広峰幼稚園運動場整備工事

【主な質問・意見】

委員：入札結果を見ると、ずいぶん金額に差があるようだが。

事務局：積算等については、各参加者により違うので、このような差が出たのは当方としては理解しづらい。参考までに申し上げますと、指名競争入札については予定価格の事前公表がない。またこれは最低制限価格の算定式の公表前の執行分である。

谷外 5 6 号線道路整備工事

【主な質問・意見】

特になし。

(仮称)安富町消防団安富南分団消防車庫改修工事

【主な質問・意見】

特になし。

姫路市保健所直流電源装置改修工事

【主な質問・意見】

特になし。

4. 指名停止等の措置状況

平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日までに指名停止措置を行った、延 11 者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：落札したにも関わらず正当な理由なく契約を辞退したものが 1 者あるが、ということなのか。

事務局：落札はしたのだが、業者側の都合で工事を行うことが無理になり、契約を辞退したもので、例えば当初の見積もりが甘かったなどの場合がある。また指名競争入札の場合、参加者にとっては、積算結果等において問題が生じたとしても、入札前には辞退しにくいという意識があるようだ。

委員：指名後の辞退について何かペナルティはあるのか。

事務局：落札後の辞退は指名停止措置の対象となるが、指名後、入札執行までの辞退についてはペナルティはない。

5. 低入札価格調査

平成21年7月1日から平成21年11月30日までに行った低入札価格調査10件及び同期間に工事完了した案件3件について事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：姫路市庁舎改修工事は低入札調査後、契約解除があったようだが、工事は遅れているのか。

事務局：本来であれば現在改修工事の最中であるはずなのだが、遅れてしまい、来年度以降に入札を再度執行する予定である。

委員：この案件では、JVの1社が指名停止措置の対象となってしまったため、契約解除となったようだが、JVの場合は1社が指名停止になっただけでも契約解除となってしまうのか。

事務局：その通りで、公告の中に規定している。予定価格1億5千万円以上の工事については、落札決定後に仮契約を行い、議会の承認を得て本契約となるのだが、仮契約後、議会の議決を得るまでの間に指名停止となり、本契約ができなかったものである。工事の途中というわけではない。

6. 苦情処理要綱に基づく苦情処理

・再苦情処理案件について、事務局より報告

[再苦情処理案件なし]

5 その他

・次回会議の審議対象工事の抽出を行う委員の指定について
原委員が指定された。

・次回の定例会議の開催について
次回の定例会議は、平成22年8月開催を目途に日程を調整する。